



白石区の一部の地域（北東白石連合町内会の区域）で衆議院小選挙区の選挙区と、投票所が変わります。

詳細 白石区選挙管理委員会 ☎861-2406、FAX861-2586

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区間における一票の格差を是正するため、選挙区の区域が見直されました。これにより、次回の第50回衆議院議員総選挙から、下記の地域の選挙区が北海道第3区から**北海道第5区へ変更**となります。

選挙区が北海道第5区に変更になる地域

- ◆ 北郷1条11丁目～14丁目
 - ◆ 北郷2条11丁目～14丁目
 - ◆ 北郷3条11丁目～14丁目
 - ◆ 北郷4条11丁目～14丁目
-
- ◆ 川北1条1丁目～3丁目
 - ◆ 川北2条1丁目～3丁目
 - ◆ 川北3条1丁目～3丁目
 - ◆ 川北4条2丁目3番
 - ◆ 川北4条3丁目
- ◆ 川下1条4丁目～9丁目
 - ◆ 川下2条4丁目～8丁目
 - ◆ 川下3条3丁目～7丁目
 - ◆ 川下4条1丁目～6丁目
 - ◆ 川下5条1丁目～4丁目
 - ◆ 川下（番地）



選挙区の変更により、衆議院議員選挙を含む全ての選挙で、下記の地域（地図では点線の地域）の投票所が**川北会館（川北2条2丁目）に変更**となります。

投票所が川北会館に変更になる地域

- ◆ 川北2条1丁目～3丁目
- ◆ 川北3条1丁目～3丁目
- ◆ 川北4条2丁目3番
- ◆ 川北4条3丁目



衆議院議員選挙以外でも投票所が変わるから気を付けようね

